

令和2年度 第9回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和2年8月27日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階 会議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第8回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第19号 宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程第5 議案第20号 宮古島市スポーツ推進審議会運営規則の一部改正について
- 日程第6 議案第21号 城辺地区統合中学校を開設するための実施計画の承認について
- 日程第7 議案第22号 令和3年度宮古島市立中学校使用教科用図書の採択について
- 日程第8 議案第23号 宮古島市立教育研究所設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第24号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第10 そ の 他

議案第19号

宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年8月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があるため宮古島市スポーツ推進審議会条例第2条の規定により、本案を提出します。

別紙

令和2年度宮古島市スポーツ推進審議会委員（案）

任期：令和2年8月1日～令和4年3月31日

	氏名	構成	備考	任用
1	砂川 恵助	社会教育関係	宮古島市スポーツ協会会長	再
2	友利 和広	学校教育関係	宮古地区中学校体育連盟会長	新
3	大山 正吾	学校教育関係	宮古地区高等学校体育連盟会長	新
4	洲鎌 菜保子	社会教育関係	下地総合スポーツクラブ理事長	再

議案第20号

宮古島市スポーツ推進審議会運営規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年8月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市スポーツ推進審議会の職の名称及び会議の方法を改めるには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市スポーツ推進審議会運営規則の一部を改正する規則

宮古島市スポーツ推進審議会運営規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条中「委員長」を「会長」に改める。

第3条中「委員長が招集する」を「会長が必要と認めたときに招集する」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 1 号

城辺地区統合中学校を開設するための実施計画の承認について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

令和 3 年 4 月に城辺地区統合中学校（城東中学校）を開設するための実施計画を策定する必要があるため、本案を提出します。

議案第 22 号

令和 3 年度宮古島市立中学校使用教科用図書の採択について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 2 年 8 月 27 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

中学校教科書の改訂に伴い、令和 3 年度より宮古島市立中学校で使用する教科書については、宮古採択地区協議会において選定した教科書の採択を提案する。

別紙

【中学校】教科名／教科書発行者

国 語	書 写	社 会 (地理的分野)	社 会 (歴史的分野)
東京書籍(株)	東京書籍(株)	(株)帝国書院	(株)帝国書院
社 会 (公民的分野)	地 図	数 学	理 科
(株)帝国書院	(株)帝国書院	東京書籍(株)	東京書籍(株)
音 楽 (一般)	音 楽 (器楽合奏)	美 術	保健体育
(株)教育芸術社	(株)教育芸術社	光村図書出版 (株)	(株)学研教育 みらい
技術・家庭 (技術分野)	技術・家庭 (家庭分野)	英 語	道 徳
東京書籍(株)	東京書籍(株)	光村図書出版 (株)	光村図書出版 (株)

議案第23号

宮古島市立教育研究所設置条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年8月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年第6回宮古島市議会に議案として提出する宮古島市教育研究所設置条例の一部改正について、教育委員会の意見を聴取する必要があるため、本案を提出します。

別紙

【改正理由】

新庁舎への移転に伴い、宮古島市立教育研究所の位置を改めるには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

宮古島市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例

宮古島市立教育研究所設置条例（平成18年宮古島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「宮古島市城辺字福里600番地1」を「宮古島市平良字西里1140番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第24号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年8月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年第6回宮古島市議会に議案として提出する宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について、教育委員会の意見を聴取する必要があるため、本案を提出します。

別紙

【改正理由】

「宮古島市立（仮称）城辺地区統合中学校」を設置するにあたり、設置のための手続その他必要な準備行為を行うには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成29年宮古島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成33年」を「令和3年」に改め、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行う事ができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。